

# 運用管理規程

全環境企業年金基金

## (目的)

**第1条** この規程は、全環境企業年金基金の積立金の管理及び運用に関する契約の締結に関し、全環境企業年金基金規約（以下「基金規約」という。）第82条に掲げる事項を定め、適切な資産の管理及び運用に資することを目的とする。

## (運用管理業務を委託する運用受託機関等)

**第2条** 基金規約第81条第1項及び第2項に掲げる契約を締結した運用受託機関については、別表のとおりとする。

## (運用受託機関等に対する掛金の払込)

**第3条** 運用受託機関等に対する掛金の払込については別表に掲げる割合とする。

## (基金に支払うべき支払金又は保険金の負担割合)

**第4条** 基金に支払うべき支払金は、別表に掲げる割合とする。

## (規程の変更等)

**第5条** 第2条に規定する事項を変更する場合は、代議員会において、議決を経るものとする。

2 第3条および第4条に規定する事項を変更する場合は、理事会において、議決を経るものとする。

3 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために、臨時急施を要する場合は、理事長の専決をもって決行することができる。

4 理事長は、前2項の規定による処置を行った場合に、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

## (資産の額の変更)

**第6条** 基金規約第81条第1項の契約に関して、信託金又は保険料の払込み以外の事由によって、当該契約に係る資産の額を変更する場合は、理事会において議決を経るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために、臨時急施を要する場合は、理事長の専決をもって決行することができる。

3 理事長は、前2項の規定による処置を行った場合に、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

## 附 則

第1条 この規程は、平成30年2月1日から施行する。

別表 運用受託機関と基金からの払い込み割合および基金への支払金の割合

社名	払込割合	支払金の割合
三菱UFJ信託銀行	100分の100	100分の100
三井住友信託銀行	100分の0	100分の0
みずほ信託銀行	100分の0	100分の0
富国生命相互保険会社	100分の0	100分の0
第一生命保険株式会社	100分の0	100分の0
日本生命保険相互会社	100分の0	100分の0

## 運用管理規程の改定について

### ○平成 28 年 7 月 1 日から施行

平成 28 年 7 月 1 日より第一生命保険株式会社を資産委託会社に加え、同日付けで確定給付企業年金保険契約を締結したことより、2 億円を三菱UFJ 信託銀行より移管し運用管理規程の別表に第一生命保険株式会社を加える。

### ○平成 30 年 2 月 1 日から施行

平成 30 年 1 月 10 日より日本生命保険相互会社を資産委託会社に加え、同日付けで確定給付企業年金保険契約を締結したことより、8 億円を三菱UFJ 信託銀行より移管し運用管理規程の別表に日本生命保険相互会社を加える。